

特 記 仕 様 書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工 事 名 不5－9汚水枝線築造工事（第15－15工区）
- ・工事箇所 狭山市大字堀兼地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で、200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

(受領書の交付)

第4条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第5条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第6条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第5条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第7条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第8条 建設発生土は、(株)ホートー川越リサイクルプラントの受入地に搬出し工事間利用を図るものとする。

ア 土質改良プラント 川越市下赤坂1800-3

イ 土質及び土量 第2、3種建設発生土 約 58 m³

2 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出する。

3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
A s 殻	埼玉アスコン	川越市下赤坂 1 8 1 7
アスファルト切断濁水	(株) 山一商事	川越市下赤坂 1 8 1 2

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成 14 年 3 月 18 日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第 10 条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石	R C - 4 0	路盤材
再生砂		埋戻し材
再生アスファルト		舗装材

再生砂利用にあたり六価クロム抽出検査を要します。

(仮設)

第 11 条 請負者は、仮設を行う場合は関係法規を遵守し、事前に施工に適した仮設計画を策定し、監督員の承諾を得なければならない。

- 2 請負者は、土留工を実施する場合、施工前に構造計算書を監督員に提出し、承諾を得た上で施工しなければならない。
- 3 水替工を行う場合は、水路等へ直接放流せず、濁水処理に努めなければならない。

(週休 2 日制モデル工事)

第 12 条 本工事は、「狭山市週休 2 日制モデル工事（土木工事）」の対象工事である。

試行の実施は、『狭山市「週休 2 日制モデル工事」試行要領（土木工事）』によるものとする。

試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ（トップページ＞事業者向け情報＞入札・契約）

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/index.html>

特記仕様書（舗装版切断時に発生する濁水の処理）

（趣 旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 不5－9汚水枝線築造工事（第15－15工区）
- ・工事箇所 狭山市大字堀兼地内

（濁水の処理）

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする

- ・種類及び処理量汚泥（油分を含む汚泥） 0.05 m³
 - ・中間処理施設 川越市大字下赤坂 地内（榊山一商事（株））
 - ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融含まず）
- 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

（共通事項）

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

（提出書類等）

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

（その他）

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。